

情報公開・個人情報保護制度

～令和元年度の運用状況と制度のあらまし

問合せ
 ▶制度全般 総務企画課総務係 ☎内線2212
 ▶請求先案内等 情報提供コーナー(区役所地下1階) ☎内線3719

情報公開制度

区民が、区の持っている情報の公開を求める権利を保障するとともに、明らかに公開できる情報は、請求手続によらず、区が情報提供に努めることを定めたものです。

Q1 情報公開の対象となる情報は？

A 文書、図画、写真、フィルム、電磁的記録で、区職員が組織的に用いるものとして、区が保有しているものです。

Q2 情報公開請求の手続きは？

A 請求したい情報を持っている課へ「情報公開請求書」を提出してください。

Q3 情報公開が決定されるまでの期間は？

A 原則、請求を受け付けた日から15日以内に公開の可否を決定し、その後、書面で通知します。

Q4 情報公開の費用は？

A 区内在住・在勤等の方は無料、それ以外の方は1件当たり300円です。写しが必要な場合は、コピー料金がかかります。

情報公開請求の処理状況

区分		計	
請求件数		180件	
請求者	区内	在住者	40件
		法人等	6件
		在勤者	0件
		在学者	0件
理由明示者		134件	
決定の状況*	公開	全部	62件
		部分	91件
	非公開	不存	0件
		存在による非公開	17件
存否応答拒否		0件	
公開の方法	閲覧		0件
	閲覧および写しの交付		9件
	写しの交付		144件
	視聴		0件

※未決定分は除いています

個人情報保護制度

区が収集する区民の個人情報について取り扱いのルールを定め、自己の個人情報について、開示・訂正等を求める権利を定めたものです。

Q1 保護・開示等の請求の対象となる個人情報は？

A 区が職務上作成・取得した文書、図画、写真、フィルム、電磁的記録に記録されている個人情報が対象です。

Q2 開示等の請求窓口と手続きは？

A 運転免許証等の本人確認ができるものを持参のうえ、自己の個人情報を取り扱っている課や事業所の窓口へ「自己情報開示等請求書」を提出してください。

Q3 開示が決定されるまでの期間は？

A 原則、開示請求を受け付けた日から15日以内に開示の可否を決定します。訂正・削除・目的外利用等の中止の請求については、原則30日以内に請求に応じられるかを決定し、その後、書面で通知します。

Q4 開示請求の費用は？

A 無料です。写しが必要な場合は、コピー料金がかかります。

Q5 個人情報保護制度が、適正かつ円滑に運営されるように、区に意見を述べる機関は？

A 学識経験者等で構成される個人情報保護運営審議会があります。

自己情報の開示等の請求処理状況

区分		計	
請求件数		101件	
決定の状況*	開示	全部	38件
		部分	55件
	不存	6件	
不開示		1件	
開示の状況	閲覧のみ		0件
	閲覧および写しの交付		1件
	写しの交付		94件
	視聴		0件

※未決定分は除いています

個人情報の利用について (令和2年3月31日現在)

▶個人情報業務登録

区では、個人情報を取り扱う業務を登録しています。個人情報業務登録の総件数は773件です。

▶個人情報の目的外利用・外部提供

区が集めた個人情報は、区民サービスの向上等のため、本人が同意している場合や法令等で定められている場合等に限り、収集目的の範囲を超えて区の内部で目的外利用したり、区の外部に提供したりすることがあります。

コンピューター処理されている主な区の事務の区分と記録されている個人情報項目

区分	個人情報項目
住民記録	住民基本台帳に関する情報(住所、氏名、本籍、性別、世帯構成員番号、続柄、生年月日、前住所等) 印鑑登録に関する情報(印影、登録番号等、印鑑の登録・変更年月日等)
税	都・区民税に係る事務(税額、所得の種類と額、納付状況、1月1日現在の住所、納付義務者等)
年金や保険等	国民健康保険・国民年金・介護保険・後期高齢者医療等に関する情報(被保険者の保険証番号、被保険者の年金番号、要介護度、資格取得・喪失事由、保険料、保険料の賦課情報等)
福祉サービス	生活保護に関する情報(保護の種類、扶助費の額、世帯の収入状況、医療保護状況等)
	在宅福祉に関する情報(介護種別、介護の程度、世帯状況、介護人情報等)
健康	手当に関する情報(手当種別、認定年月日、支給区分、支給額、資格喪失事由等)
	手帳等に関する情報(種別、等級、申請理由、障がい名、障がい原因等)
	健診等に関する情報(受診年月日、受診結果、検診種別、国保資格、治療経過等)

※ほかにも、図書貸し出し管理、就学援助、区立幼稚園保育料、私立幼稚園補助金、区功労者、福祉事務(支給・貸与品、医療助成、貸付、施設措置、障害者支援費制度)、選挙事務、中小企業融資あっせん、自転車等駐車場登録、電子申請システムによる申請・届出事務、防犯カメラ記録画像等に関する個人情報があります

情報提供コーナーをご利用ください

情報提供コーナーには、情報公開・個人情報保護制度や区政の資料に関して相談に応じたり、案内する相談員を配置しています。

情報提供コーナー利用状況

区分		計
利用者数		5185人
相談・内容	情報公開等に関するもの	15件
	情報提供に関するもの	325件
資料の提供をしたもの		668冊
刊行物の貸し出し	件数	22件
	冊数	48冊
コピーサービス		1万5209枚

広告

広告内容の問い合わせは各事業所へ

マル経融資

融資限度額
2,000万

審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。また、融資限度額及び返済期間の取り扱いは、2021年3月31日の日本政策金融公庫受付分までとなります。

小規模事業者経営改善資金

国(日本政策金融公庫)の融資制度です。

小規模事業者の皆様の事業資金調達をサポート!

担保・保証人不要
 信用保証協会の保証も不要

利率 1.21%
 (2020年6月1日現在)

※新型コロナウイルスの影響を受けている事業者についての取り扱い
 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が5%以上減少している場合に、通常の融資条件よりも優遇された金利で、お申込みが可能となっております。

融資限度額 別枠1,000万円

利率 1.21%→0.31%(当初3年間) (2020年6月1日時点)

※特別利子補給制度により、売上高が急減した事業者については当初3年間は実質無利子となります。詳細は下記までお問い合わせください。

融資以外にも様々な経営支援メニュー(無料専門家相談等)がございます。

お気軽にご相談ください。本相談は、経営に関する相談に限定しております。

お問合せ・お申し込みは **東京商工会議所 荒川支部** 荒川区荒川2-1-5 セントラル荒川ビル9階
 営業時間：平日10時～17時 TEL：03-3803-0538

不動産のことなら「ハトマーク」のお店へ



ハトマークは東京都宅建協会のシンボル

ハトマークは、「安心と信頼」のマークです。

宅建協会に加盟する不動産業者は、「安心」「安全」をモットーに、良質な住まいの提供に努めています。

不動産のお困りごと

(**売買・賃貸・借地・管理**
空家の有効活用 などなど)

「無料相談」
要予約!

また、不動産業の新規開業なら「ハトマーク」!!

手厚い開業支援サポートで皆様の開業を強力にバックアップします。



公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会荒川区支部

支部事務局：荒川区町屋1-2-15

電話：03-5855-0091 FAX：03-5855-0093